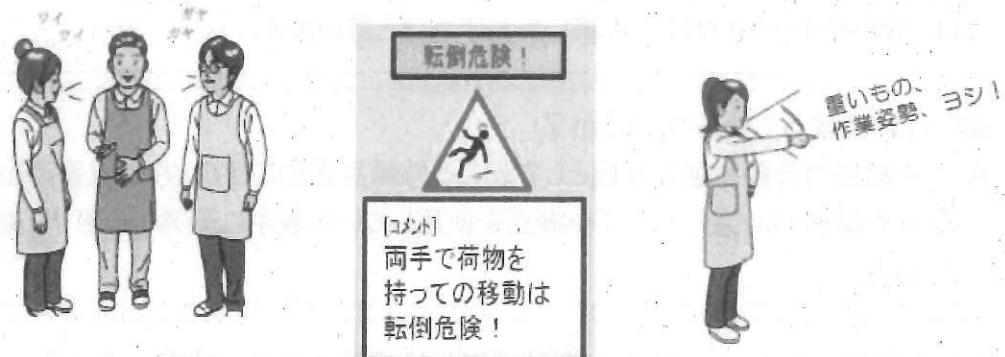


「私の安全宣言」応募のヒント！

①まずは、どんな労働災害があり得るのかをチェック！

〈自分または周りの状況から考える〉

普段の仕事の中で怪我をする可能性はないか、ヒヤリとした場面、ハッとした場面はなかったかを考えてみましょう。同僚や上司と「どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってみることも有効です。



〈統計資料や事例から考える〉

行政機関などが公表している統計資料や災害事例から考えることも有効です。ぜひご活用ください！（随時更新していきます）

- ・労働災害に関する資料
(業種別・災害の種類別等関連リーフレット)
- ・労働災害統計、死亡災害事例(東京労働局)
- ・職場の安全サイト(厚生労働省)

②「私は、こうする！」という安全宣言を決め、応募用紙に記入しましょう！

応募の際のヒント！！

※優秀作品は、

- ・その内容が、自分自身のみならず周囲の労働者の安全意識の高揚に効果的と考えられる作品であって、
 - ・労働災害防止の現状課題に対応した内容であり、
 - ・適度に短く(長い標語のようなものではなく)、具体的な内容でわかりやすく、覚えやすいこと
- などの条件を勘案して選考します

③応募区分にチェック！

1つの作品で、複数の区分に応募することが可能ですが。ご希望の部門の□にチェックを入れてください。

また、行動災害防止賞、高齢者災害防止賞の選考対象とする場合には、同様に□にチェックを入れてください。

Q：自分の所属している会社、或いは配置されている職場・職種と違う業種に応募してもいいのでしょうか？

A：もちろん応募いただいて構いません。労働災害の傾向や怪我をする危険性などが共通していて、安全宣言の内容が他業種の意識啓発にも有効と考えられる場合には、ぜひチェックを付けて応募いただければと思います。

Q：行動災害ってなんでしょうか？

A：労働者の行動を主な原因として起こる労働災害のことで、労働災害の型としては、転倒や腰痛・ねんざ、はしごや脚立を使用している最中に墜落・転落する場合などがあります。

Q：高齢者でないと、高齢者災害防止賞には応募できないのでしょうか？

年齢制限はありますか？

A：年齢制限はありません。安全宣言の内容が、高年齢労働者の意識啓発にも有効と考えられる場合には、ぜひチェックを付けて応募いただければと思います。

④お名前、連絡先などをお忘れなく！

氏名、連絡先、所属事業場(※「○○株式会社○○支店」などのように、支店名や店舗名までご記入ください。)を忘れずにご記入ください。

連絡先は、お電話番号又はメールアドレスをご記入ください。(優秀作品に選ばれた場合の連絡先として使用しますので、お間違えのないようお願ひいたします)

⑤内容を確認の上、応募してください！

安全宣言、応募区分、お名前と連絡先が誤りなく記載されていることを確認した上で、以下までお送りください！

○メールによる応募

sengen-safeworktokyo2019@toukiren.or.jp (受付は 7/1 以降)

○FAXによる応募

03-6380-8405(東京労働基準協会連合会)

03-3512-1559(東京労働局)

みなさまからの多数のご応募をお待ちしています！！